

ひきつぐ

長官事務引継書は語る

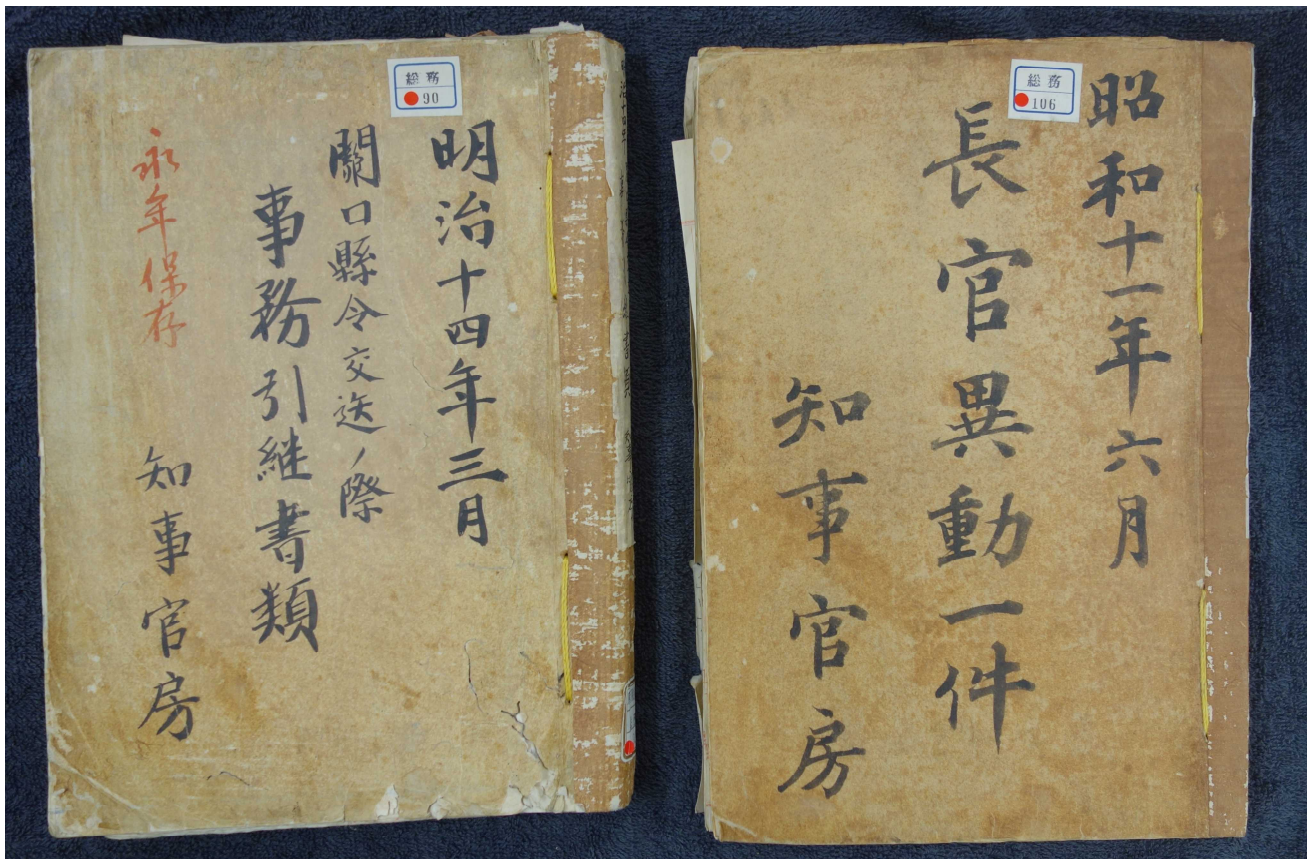
長官（県知事）交替に際して、次期長官に県政の現状を申し送るために作成されたのが「長官事務引継書」です。県政のリレーにあって「バトン」の役割を果たした資料です。簿冊タイトルや当館目録での名称はまちまちですが、一括して「引継書」と呼ぶことにします。

明治14年（1881）に2代目山口県令関口隆吉から後任の原保太郎（のち初代山口県知事）への県政引き継ぎのために作成された「関口県令更迭ノ際事務引継書」（県庁戦前A総務91）が、「引継書」の最初の事例です。

その後、しばらくの間、「引継書」と名前を掲げた簿冊は作成されていないようなのですが、大正期後半以降、作成が再開されていることを確認できます（表参照）。

「引継書」には、県庁の部署別に、県政の各般にわたる現状と課題が述べられています。したがって、作成時点の県の施策の進捗状況や問題点、そして関心事項を概観できます。

「引継書」に、「県政事務工程」、「郡市長集会」関連資料、「県会議事録」の情報を足しあわせることによって、いわゆる昭和戦前期までの山口県の歩みを俯瞰することができます。



さて、明治14年（1881）引継書「関口県令更迭ノ際事務引継書」冒頭には、

先般、関口県令転任ニ付、本県事務委皆取纏メ、目録ヲ以夫々引続相成候処、該目録中
赴任前小官代理ヲ以調理執行致候件々、別紙之通ニ有之候也

明治十四年三月一日 山口県少書記官 進十六郎（山口県少書記官進十六）
山口県令 原保太郎殿

とあります。

次に紹介するのが、昭和11年（1936）6月の戸塚九一郎知事着任（菊山嘉男知事からの交代）直前に、知事官房から庁内各課局長に出された通達です（「長官異動一件」〈県庁戦前A総務106〉）。

至急 （朱印）

昭和十一年六月十二日

知事官房 印

各課局長 殿

菊山知事、御在任中、貴課主管事項ニシテ計画セラレタル主ナル事業及解決セラレタル
重大懸案事項其他重要行事等有之候ハバ、御取調ノ上、即刻当房へ御開示煩度、此段及
照会候也

「引継書」の作成意図がよくわかります。

「長官更迭及巡視一件」（山口県知事官房、昭和16年8月）〈県庁戦前総務A107〉に綴じ込まれた次の記録も「引継書」の性格を示すものと言えるのではないのでしょうか。「引継書」は県政の継承を演出する舞台セットのひとつでもあったのです。

〔山口県決裁用紙〕

官 第 号 （昭和16年8月6日立案知事官房秘書係長中村七郎・8月7日施行 ㊤中村）

知事更迭事務引継ニ関スル件

事務御引継済ミ候上ハ、例ニ依リ左案ノ通り、内務大臣ニ御届可相成哉

発議

案

昭和十六年八月七日

山口県知事 佐々木芳遠

前山口県知事 武井群嗣

内務大臣宛

事務引継ノ件

本日事務引継ヲ了シ候条此段及御届候也

引継書類総目録

一、記録及図書総目録

一、演述書

一、会計ニ関スル調書

以上

右受継候也

昭和十六年八月七日

山口県知事佐々木芳遠

元山口県知事武井群嗣殿

■文書館蔵「引継書」リスト

氏名	出身地	就任	引継書／類似資料	請求番号
関口隆吉	静岡	明治8年		
原保太郎	京都	明治14年2月	関口県令更迭ノ際 事務引継書類（明治14年3月）	県庁戦前 A 総務90・91
大浦兼武	鹿児島	明治28年3月		
安楽兼道	熊本	明治29年12月		
秋山恕卿	愛知	明治30年4月		
古沢滋	高知	明治32年1月		
武田千代三郎	福岡	明治35年2月		
渡辺融	熊本	明治36年6月		
馬淵鋭太郎	岐阜	明治45年6月		
赤星典太	熊本	大正3年4月		
黒金泰義	山形	大正4年8月		
林市蔵	熊本	大正6年1月		
中川望	宮城	大正6年12月		
橋本正治	福井	大正10年12月	元山口県知事 中川望山口県知事 橋本正治事務引継	県庁戦前 A540（4-1）
三松武夫	大分	大正13年6月	【大正13年6月 長官事務引継書】	県庁戦前 A540（4-2）
大森吉五郎	岡山	大正14年10月	【大正14年10月 長官事務引継書】	県庁戦前 A540（4-3）
黒崎真也	山形	昭和4年7月	【昭和4年7月 長官事務引継書】	県庁戦前 A540（4-4）
平井三男	熊本	昭和5年8月	知事更迭事務引継一件（昭和5年以降）	県庁戦前 B541
岡田周造	栃木	昭和6年12月		
菊山嘉男	三重	昭和8年8月	知事更迭事務引継書（昭和8年8月）	県庁戦前 B542
戸塚九一郎	静岡	昭和11年6月	長官異動一件（昭和11年6月）	県庁戦前 A 総務106
武井群嗣	群馬	昭和14年4月	長官会議参考資料	
佐々木芳遠	宮城	昭和16年8月	長官更迭及巡視一件（昭和16年8月）	県庁戦前 A 総務107
熊谷憲一	福岡	昭和18年7月	長官事務引継書（昭和18年7月）	県庁戦前 B543
上田誠一	石川	昭和19年7月	長官事務引継書（昭和19年7月）	県庁戦前 B544
岡本茂	奈良	昭和20年10月	長官事務引継書	県庁戦前 A 総務追加27

■次に、「引継書」からわかることをいくつか示しておきます。

1. 黎明期の苦悩を知る

明治14年（1881）引継書「関口県令更迭ノ際事務引継書」からは、初代県令中野梧一時代の事績も含め、明治4年の山口県発足以降の県政の展開や現状を知ることができます。「演説書」としてまとめられた関口元県令のステイトメントの一部を紹介します。

一、当県八、明治九年萩土族ノ暴挙及ヒ十年西南ノ変動ニ逢ヒ、騒擾ヲ極ムル者、殆ント二歳、禍乱全ク平ラキ候後、人心安堵、能ク県庁ニ依頼シ命令ヲ遵守シ、施政甚タ難カラサル方ニ有之候

いわゆる「土族の反乱」の余燼を感じずにはられません。明治新政府にとって山口県は「難治県」と目されていました。「人心安堵」のために「民情」や「風土」に重きを置いた県政が目指されていたようです。「禍乱全ク平ラキ候後……」以下の部分は、為政者の苦悩の逆説的表現のようにも思われます。

安定的な県治推進のために、「風土」や「人情」を斟酌した行政区画の設定が必要でした。玖珂郡については、将来的には北部と南部に二分割するのが得策との見解が示されています。

一、郡ノ位置ハ・・・・玖珂郡ノ如キハ・・・・他郡区ニ比スレハ、疆域甚濶ク、且其南部ト北部トハ風土人情頗ル異ナルモノアリテ、統治不便ナリト雖トモ、目下ノ經濟掣肘セラレ、未タ之レヲ釐革スルヲ得ス、若シ之レヲ南北二郡ニ分割セハ、一層施政上ノ便利ヲ増進スル儀ト思考致候

次の記述には、かつての城下町萩への配慮がにじみ出ています。旧士族層をはじめ、旧城下にゆかりの人々が抱いていたと思われる不平不満を回避するために、城跡での公園開設や神社創建による「人心の寛和」を図ろうとしていたことを読み取ることができます。

一、公園地ハ、明治十年九月、長門国阿武郡堀内官林指月山反別式拾余町余ヲ以テ公園ト為セリ、該地ハ旧毛利氏ノ城地ニテ向陽高爽、山ヲ負ヒ、海ヲ帯ヒ、風景頗ル佳ナリ、明治六年、城櫓廃棄、土地荒蕪シ、遺民ノ感懷少ナカラズ、因テ公園ヲ開キ衆人偕楽ノ地トナシ、古跡ヲ保存シ、并テ人心ヲ寛和センカ為メ、経伺ノ上着手セリ、明治十二年、同地人民ヨリ毛利氏祖先ヲ祭ルノ一社ヲ公園中ニ設立センコトヲ願出許可アリテ、指月神社ヲ新築セリ、公園保存費ハ、旧藩主毛利従二位ヨリ寄付セシ金千円ヲ以テ資本トナシ、其利子ヲ以テ、公園管守人一名給料ニ充テ候

なお、旧城下町萩の経済的な地位向上を期して、萩を起点とする道路整備の必要がうたわれています。それは、明治17年（1884）の鹿背隧道、明治25年の榎谷洞道開鑿へとつながっていきます。

一、阿武郡萩地ノ義ハ、高山四囲、昔時旧藩要害ノ地ニテ、人烟稠密繁盛ノ城市ナレトモ、従来該地ヨリ南部ニ達スル便路無之ニ付、廃藩以降士民窮途ニ悩ムモ、興産上甚支障多ク、益々困苦ニ陥ルヘク、就テハ明治十一年度以前県税剰余、即チ地方税ニ引継グヘキ金円若干ノ内、概算二万五千円ヲ割テ平坦ノ道路ヲ開キ、永世運輸ノ便益ヲ興スヘキ見込ヲ以テ、昨年通常県会ノ際、及諮問候処、可決候ニ付、再三路線ヲ測リ、略木其方向ヲ得ルモ、固ヨリ山岳重疊ノ間ニシテ、莫大ノ工費ヲ要スルモノニ付、容易ニ工事ヲ興シ難ク、彼是ノ事情ヲ以テ当今尚着手セス、此上可然御処置相也度候

次に掲げるのは中央政府（内務省土木局）からの依頼により錦帯橋の模型雛形が製作されたことに言及した一節です。このころから錦帯橋が「かなり特別な存在」であったことを物語るくだりです。

一、過般、土木局ノ依頼ニ抛リ、県下岩国錦帯橋内部ノ模型雛形ヲ、入費金拾五円七拾参錢ニテ、同所長谷川弥五右工門ヘ製造方申付置候間、右竣工之上ハ、該局ヘ送付方、及ヒ入費ノ請求等可然御処置有之度候

ハ地元人民ヨリ出金ノ申立有之候ニ付、
 開築費ノ内ヲ以テ着手可致見込ニ有之候
 一榎野川筋ノ儀ハ旧来水害ニ苦ミ關係村々次第ニ困
 弊ニ陥ルノ景況アルヲ以テ治水方法ニ付從來百
 方計畫を得共更ニ良法ヲ得ス地民ノ憂虞不歎
 候因テ土木局御雇和蘭工師ヲシテ實檢セシメハ
 大ニ得ル所アラント思量シ先年来同局へ依頼
 セシニ今般漸ク派出ノ運ニ相成居候尤費用支出
 ノ儀ハ關係村々ニ於テ聯合會ヲ開キ其方法決議
 上可申出答ニ有之候
 一營繕局依頼上野博物館用階段石及文部大學
 校建築用石材切出方之儀縣下吉敷郡秋穂ニ嶋
 村河村卯三郎外貳名ハ該局ヨリ直々ニ受員申付
 候趣ヲ以テ右出来形檢査并費金ノ支拂方等
 渾テ依頼ニ預リ候處右石材切取ハ既ニ卒業ニ
 付乃チ受員金其他ハシケ實共合計四千九百

2. 県政の情況を知る

県政の展開上、重視されたのは、「中央政府と県」の関係、そして「知事と県議会」の関係でした。「知事更迭事務引継一件」（昭和5年）〈県庁文書・戦前B541〉に記録された「県下政界ノ情況」から明治以来の県政を概観した記述を紹介します。山口県誕生以降、「時ノ政府擁護ヲ伝統的信条トスル」ことが大前提であったことが記されています。

なお、明治期の県政については、明治43年1月～6月にかけて『馬関毎日新聞』紙上に連載された「維新後の防長政界」（全87回。筆者は馬関毎日新聞社員の柳鴻堂。本名柳広一。大正期には、下関の実業誌『日本之関門』で主筆・社長として論陣を張ったジャーナリスト）が参考になります。維新の功労者である元老の顔色が県政界の動向に大きな影を落としていたことがよくわかります。

「県下政界ノ情況」は警察部高等課により作成されたものです。昭和3年（1928）2月に実施された第16回衆議院議員選挙（最初の男子普通総選挙）直後の政情が述べられています。政友会全盛の情況や民政党の党勢拡張の様子が詳述されています。

このほか、「衆議院議員選挙有権者党派別人員表」「各候補者得票調」「政事二関スル結社調」「政党员其ノ他有志後援団体調」「県下新聞紙一覽表」「普通要視察人一覽」「新聞紙及出版物ノ取締二関スル事項」「選挙取締二関スル事項」「政治及経済事象ノ視察二関スル事項」「集会結社二関スル事項」「群集及多衆運動取締二関スル事項」「普通要視察人二関スル事項」などの現状分析のレポートが添えられています。

県下政界ノ情況

明治ノ政界ニ重キヲ為セル伊藤・山県・井上・桂・寺内ノ先輩ニ対シテハ県民等シク絶対ノ信任ヲ表シ、從而情誼上之等先輩ノ指導セル政党党派ニ対シテハ挙県相加ハルヲ常トセシ、遂ニ時ノ政府擁護ヲ伝統的信条トスルノ風ヲ馴致セリ、伊藤博文政友会ヲ組織スルヤ県民ハ挙テ之ニ趨リ、桂太郎ノ同志会ヲ組織スルヤ復挙テ其ノ傘下ニ入り、同志会ノ後身憲政会ガ政權ヲ執ルヤ揃ツテ憲政会ヲ謳歌シ、寺内正毅内閣ヲ組織シ政友会ノ之ヲ援クルヤ多数県民ハ寺内伯後援会ヲ組織シテ政友会ト行動ヲ共ニセリ、如斯ニシテ大正五年寺内内閣成立後大正十二年山本内閣ノ倒壊ヲ見ルニ至ル迄前後八年、其ノ間政友会ハ大ニ党勢ノ拡張ヲ策シ終始圧倒的勢力ヲ把持シ来リタルガ、大正十三年一月清浦内閣ノ出現後党内ニ派二岐ルルニ至ルヤ、本県支部モ亦其ノ影響ニ依リ、サシモ優勢ナリシ政友会モ動揺ヲ来シ、所属代議士七名中古林新治・吉木陽ヲ初メ所属県会議員二十八名（定員三十六名）中副議長西村茂生外十二名ハ政友本党ニ奔リ第十五回総選挙ニ苅ミタルガ、選挙ノ結果ハ、政友会（残留派）・憲政会・革新倶楽部、三派ノ提携ニ成ル所謂護憲派ノ大捷ニ帰シタリ、然ルニ第五十回（大正十三年十二月開会）帝国議会閉会直後、代議士児玉右二（官僚系）、代議士秋田寅之介（政友本党）ハ相前後シテ政友会ニ入党シ、更ニ大正十四年五月本県出身田中義一男政友会総裁ニ就任スルニ至リ、之ヲ機会ニ県下政・本兩派ハ合同シテ分裂前ノ状態ニ復歸シ、為ニ憲政会ハ再ビ前年ノ小勢力ニ還レルノ状態トナレリ、然ルニ同年六月憲政会総裁故加藤高明ヲ首班トスル三派聯立内閣成立後ハ、憲政会本県支部首脳者ノ活動ト相俟テ新ニ入会スル者漸増シ、翌十四年八月故加藤憲政会単独内閣成立後ハ一層緊張ノ度ヲ加ヘ、漸次翼ヲ延バサムトスルノ形勢トナレルニ反シ、政友会本県支部内ハ兎角残留組ト旧政友本党トノ折合ヒ面白カラズ、党中党ヲ組ムノ状態ニシテ結束弛緩ノ傾アリシガ、昭和二年四月田中政友会内閣ノ組閣セラルルヤ、自然一致結束スルノ氣運ヲ醸成シ、再ヒ圧倒的勢力ヲ把持スルニ至レリ以上八大体田中内閣成立当時迄即チ昭和二年九月以前ノ状況ナルガ、更ニ同年十月ノ県会議員ノ総選挙以来現在ニ至ル県下政界ノ状況ハ、
・・・・・・（以下略）

内務大臣 家
元山 尊知事 室勝 貞也

知事	昭利	官廳
五年八月	號	ウニ七
知事	決裁	九月
知事官房主事	日立案	日
係員	知事官房主任	合校
	施行	月
		日

山口縣

右部長

知事更迭事務引継之案ニ依リ
事務引継相済ニ候上ハ例ニ依リ左ノ如ク
通内務大臣ニ申由可相成哉

昭和五年八月一日

山口縣知事 一

15

縣下政界ノ情況

明治ノ政界ニ重キヲ爲セル伊藤・山縣・井上
桂・寺内ノ先輩ニ對シテハ縣民等シク絶對
ノ信任ヲ表シ從而情誼上之等先輩ノ
指導ナル政黨政派ニ對シテハ舉縣相如ハ
ルヲ常トセン爲遂ニ時ノ政府擁護ヲ傳
統的信條トスルノ風ヲ馴致セリ 伊藤博
文政友會ヲ組織スルヤ縣民ハ舉テ之ニ
趨リ桂太郎、同志會ヲ組織スルヤ復
舉シ其、會下ニ入リ同志會、後身憲
政會ガ政權ヲ執ルヤ樹ツテ憲政會ヲ記
歌ニ寺内正毅内閣ヲ組織シ政友會、
之ヲ援クルヤ多數縣民ハ寺内伯後援

政事：關八結社調					
名	職	黨派	總人員	主十員	結社年月
至誠會	民政派	大正九年十一月	會長村岡吾一	大正九年十一月	下關市
交反會	民政派	二二會長田中榮祐	大正九年十月	新渡部西村	山口市
立憲政友會山口縣支部	政友會	一二二二會長渡邊柄策	大正九年五月	山口市	山口市
立憲政友會山口縣支部 吉備郡分支部口余會	政友會	七三八會會長坂本九一	大正十年十二月	山口市	山口市
下關立憲青年黨	中立	四五會會長古谷利治	大正十年三月	下關市	下關市
立憲中正會	民政派	四一會會長島敏郎	大正十年五月	繁富宮橋町	下關市
下關改良革新團	中立	一口會長堀不照一	大正十年五月	下關市	下關市
立憲沿城青年黨	中立	一口會長河野茂作	大正十年四月	新渡部須金町	下關市
立憲政友會山口縣支部 阿武郡已鼓余會	政友會	一五〇會會長世良玲松	大正十年八月	阿武郡鼓町	下關市
立憲政友會山口縣支部 柳濱即分區	政友會	一一〇〇會長久	大正十年六月	柳濱即德町	下關市

3. 総力戦体制下の河水有効活用計画！

昭和10年代以降、県下の錦川・厚東川・木屋川を舞台に利水事業が積極的に推進されました。

利水事業の第一義は、近代工業の基盤整備にありましたが、一方では、「金融恐慌」「世界恐慌」「昭和恐慌」などと呼ばれる経済的な苦境を乗り越えるために景気浮揚や雇用創出という側面をもった施策でした。

昭和12年、戸塚九一郎知事の下に利水調査委員会が組織され、工業用水の確保、発電、治水などの総合開発が計画されました。事業の中核となったダム建設は、内務省技師内海温清が顧問として陣頭指揮に当たりました。

土木課作成の「引継書」に計画の詳細が記述されています。

当初は「利水」でしたが、時局を反映して、「河水統制」と呼ばれるようになっていきます。緊迫した世相をみてとれます。計画の集大成として、「山口県利水事業計画一覧図」（昭和14年〈下関要塞司令部・呉鎮守府の検閲印から推定〉）も添えられています。

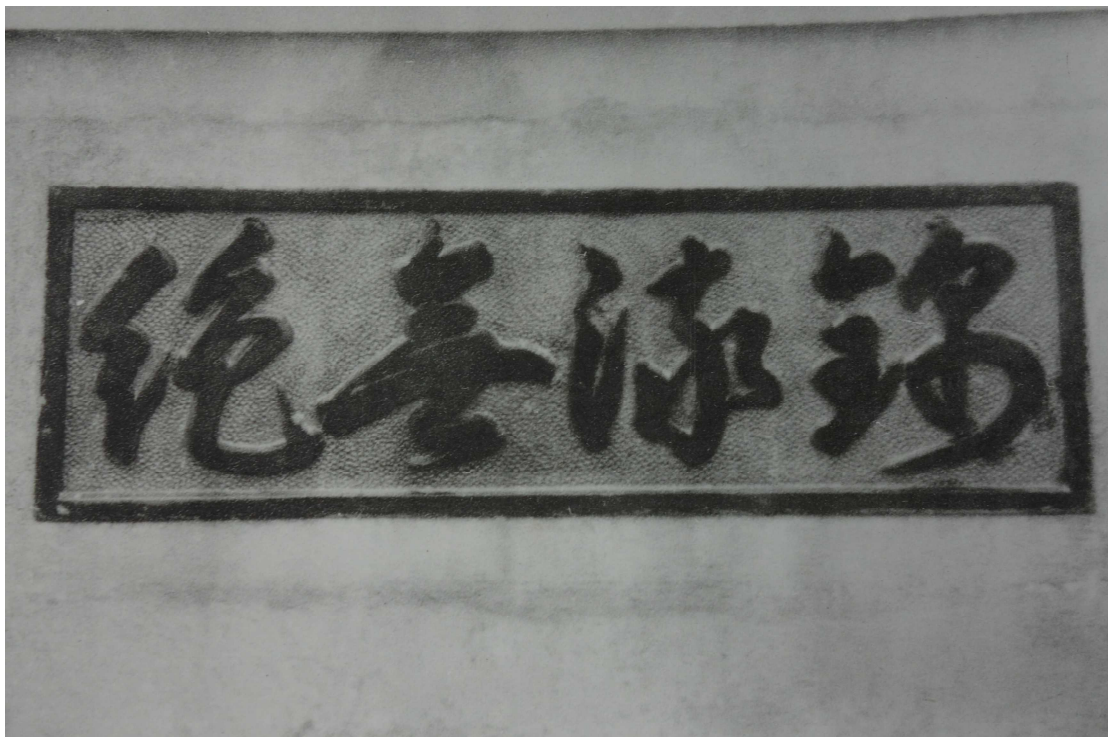
この計画は、戦前期には、向道ダム・間上（はざかみ）発電所として実現し、徳山・富田地域の工業地帯への工業用水や電力が確保されました。同時に計画された菅野ダム・厚東川ダム・木屋川ダムの完成は戦後にずれこみましたが、それぞれ徳山・下松、宇部・小野田、長府・下関の工業地帯を支えることになったのです。

なお計画図によると、粟野川流域、宇佐川（錦川支流）流域も利水事業のターゲットになっていたことがわかりますが、こちらは具体的に事業化されることなく今日に至っています。

県政に限らず、職務の連続性を確実なものとするためには「ひきつぎ」はとても大切なことです。「ひきつぎ」を意識した前例踏襲は世の常ではありますが、バトンを受け継いだ者が「独創性」という名のもとに自分の存在を主張しようとするのもまた世の常であります。その相克が新しいものを生み出す原動力なのかもしれません。

▼「錦川利水第一期工事記念写真帖より

分水槽の送水路出口に掲げられた題額 「錦流無絶」（錦川の水は絶えることなく・・・）



▼宇佐川に計画された錦川第三貯水池（「山口県利水事業計画一覧」より）



